

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員就業規則(以下、「就業規則」という。)に基づき、正規職員及び非常勤職員(会計年度任用職員を除く。)のうち月報者(以下「職員」という。)に支給する給料及び手当(以下「給与」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程で定めていない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(給料表)

第2条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料月額、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料月額及び号給間の給料月額の差額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

(2) 職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該法人の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、特定任期付任用職員の給料月額は、特定任期付任用職員が従事する業務に応じて定めるものとする。

5 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 労務職給料表(別表第2)

(3) 医療職給料表(一)(別表第3)

(4) 医療職給料表(二)(別表第4)

(5) 医療職給料表(三)(別表第5)

(6) 指定職給料表(別表第6)

(7) 教育職給料表(別表第7)

6 指定職給料表の適用を受ける病院長の号給は、理事長が定める。

(給料の調整額)

第3条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。この規定による給料の調整額を支給される者の範囲は、医師の職にある者とする。ただし、前条第1項第6号の適用を受ける者を除く。

2 前項に掲げる職員の給料の調整額は、当該職員の給料月額に調整基本率100分の16を乗じて得た額とする。

(特定任期付任用職員の給料表等)

第4条 就業規則第2条第3号に規定する特定任期付任用職員の給料表は、次のとおりとする。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

2 特定任期付任用職員の前項の基本給表の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める号俸を標準的な基準とし、その者の専門的な知識経験又は見識の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて理事長が決定する。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

3 育児短時間勤務職員等（地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）に規定する育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員の業務を処理するために採用した短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。）についての第2項の規定の適用については、同項中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、その者の給料月額は、以下の式によるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{育児等短時間勤務職員の給料月額} = \\ & \qquad \qquad \qquad \text{当該職員の1週間の勤務時間} \\ & \text{給料月額} \times \frac{\text{1週間の勤務時間}}{\text{1円未満の端数切り捨て}} \end{aligned}$$

4 就業規則第2条第6号に規定する定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に地方独立行政法人香取おみがわ医療センター非常勤職員就業規則（以下、「非常勤職員就業規則」という。）第34条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 就業規則第2条第2号に規定する任期付任用職員の給料月額は、第2条に規定する給料表の任期付任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務

の級に応じた額とする。

- 6 任期付任用職員のうち、短時間勤務の職を占める職員（以下「任期付短時間任用職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、非常勤職員就業規則第34条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 任期付短時間任用職員のうち、育児短時間勤務職員等である職員についての第5項及び第7項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 8 第5項及び第7項に規定する職員にあつては同項の規定による給料月額に、前項に規定する職員にあつては同項の規定により読み替えられた第5項又は第7項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

（職員の職務の級の標準的な職務の内容）

第5条 第2条に規定する給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第8から別表第14までに定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度の同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 2 職務の級別区分は、別表第15から別表第21までに定めるとおりとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第6条 職員の初任給、昇格、昇給等の決定については、香取おみがわ医療センター職員の初任給、昇給及び昇格等の基準に関する規程（以下「初任給、昇格、昇給等の規程」という。）による。

（給料の支給方法）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）について、その全額をその月の21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

- 2 新たに採用されて職員となった者には、その日から給料を支給する。

- 3 昇給又は降給等により、給料の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 6 第2項から第4項までの規定により給料を支給する場合で、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日（地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第6条に規定する週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により得た額とする。
- 7 給与期間中給料の支給日後において、新たに採用されて職員になった者に対してはその月末に、給与期間中給料の支給日前において退職し、又は死亡した職員には、その際に給料を支給する。
- 8 職員が地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）以外の給料支給義務者の所属に異動したときは、発令の前日までの分の給料を日割計算により支給する。この場合において、その異動が給与期間中給料の支給日前であるときは、その際支給する。
- 9 法人以外の給料支給義務者に所属する者が職員となったときは、その者がその月に受けるべき給料額から、その者が従前所属していた給料支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を支給する。この場合において、その異動が給与期間中給料の支給日後であるときは、その際支給する。
- 10 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
 - (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - (2) 労働組合の業務に専ら従事する職員が復職した場合
 - (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
 - (4) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
 - (5) 自己啓発休業を始め、又は自己啓発休業の終了により職務に復帰した場合
- 11 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、停職にされ、育児休業をし、又は自己啓発休業をしている職員が、給料の支給日後に復職し、又

は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額は、前項第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（次に掲げる職員にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき13,000円とする。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級で副病院長の職にあるもの

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合。ただし、扶養親族である子又は孫、弟妹が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、

扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第3項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第3項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族である子で第3項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 8 第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。
 - (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 9 第3項の規定による届出は、扶養親族届（別記第1号様式）により行うものとする。
- 10 理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、職員から前項に規定する

届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、第2項に規定する扶養親族としての要件を具備するときは、扶養手当の月額を決定しなければならない。

11 理事長は、前項の規定により決定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当に関する事項を扶養手当認定簿（別記第2号様式）に記載するものとする。

12 理事長は、第1項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

13 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が第2項に規定する扶養親族としての要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、前項の規定を準用する。

（住居手当）

第9条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（法人が職員に貸与している住宅であって、法人が別に定めるものに居住し、使用料を支払っている職員その他法人が別に定める職員を除く。）に対して支給する。

2 前項に規定する住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（1） 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

（2） 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）に1万1,000円を加算した額

3 第1項の規定で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1） 地方公共団体、公共企業体その他特別の法律により設置された法人で理事長が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

（2） 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族である者（前条に規定する扶養親族で同条第7項の規定による届出がされているものに限る。以下同じ。）以外の者が借り受け、居住している住宅及び理事長がこれらに準ず

- ると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（別記第3号様式）により、その居住の実情等を速やかに理事長に届け出なければならない。
 - 5 前項の規定により、住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても同様とする。
 - 6 前各項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
 - 7 理事長は、職員から第4項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1各号の職員としての要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
 - 8 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿（別記第4号様式）に記載するものとする。
 - 9 第4項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
 - 10 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
 - 11 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
 - 12 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第I項の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとし、

必要に応じて届出に係る事項を証明するに足る書類の提示を求めることができる。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 前項に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が別に定める期間（以下「支給単位期間」という。）、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第1項1号に掲げる職員については、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額

(2) 第1項2号に掲げる職員については、別表第22の左欄に掲げる片道の使用距離ごとに、同表の右欄に掲げる通勤手当額とする。ただし、1箇月当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

- (3) 第1項3号に掲げる職員 については、第1項1号交通機関等（以下「交通機関等」という。）を利用せず、かつ、第1項2号に規定する自動車等（以下「自動車等」という。）を使用しないで徒歩により通勤するとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前各号に定める区分に応じ、前各号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 第1項第2号に該当する職員が、通勤のため高速自動車国道を利用することで、次に掲げる第1号及び第2号の基準に照らし通勤事情の改善に相当程度資すると認められ、その利用に係る料金を負担することを常例とする者の通勤手当の額は、支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した支給単位期間の通勤に要する料金の額及び第1項2号の合計額とする。
- (1) 第2条に規定する医療職給料表(一)又は企業指定職給料表の適用を受ける職員で、高速自動車国道を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間がおおむね90分以上を要する職員
- (2) 前号に定める職員が高速自動車国道を利用する場合は、その利用により通勤時間がおおむね30分以上短縮されること。
- 4 第1項第2号に規定する理事長が別に定める交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、法人の所有に属するものを除く。
- (1) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- (2) 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具
- 5 職員は、新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合又は住居、通勤経路及び通勤方法を変更し、若しくは通勤のために負担する運賃等の額に変更があった場合は、速やかに法人に届け出なければならない。その要件を欠くに至った場合も同様とする。
- 6 法人は、前項の規定による届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提出を求める等の方法により確認し、その職員が第1項の職員としての要件を具備するときは、その職員に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定する。
- 7 運賃等の額に相当する額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額とする。

- (1) 定期券を発行している交通機関等（一般乗合旅客自動車を除く。）を利用する区間（第3号に該当する区間を除く。）については、その区間に係る通用期間6か月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替勤務に従事する正規職員、任期付任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員で1か月当たりの平均通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。
 - (2) 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、その区間についての通勤21回分（交替勤務に従事する正規職員、任期付任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1か月当たりの平均通勤所要回数分）の運賃等の額であって、最も低廉となるもの
 - (3) 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、その区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、その区間に係る通用期間1か月の定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も合理的かつ低廉となる定期券の価額）
- 8 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員としての要件を具備するに至った場合においては、その日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、その職員が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日が属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日が属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第5項の規定による届け出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届け出を受理した日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から行うものとする。
- 9 通勤手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 10 職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合

(職員が業務上若しくは通勤上の傷病又は勤務しないことについて法人の許可を受けた場合を除く。)は、その月の通勤手当は支給しない。

(単身赴任手当)

第11条 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、単身赴任手当は、同項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員に対して、同項の規定に準じて支給する。

3 第1項に規定する理事長が定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

4 前項に規定する理事長が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 理事長が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。

(2) 理事長が定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

5 単身赴任手当の月額、3万円（最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長が定めるところにより算定した交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上 5万8,000円

6 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

7 新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届（別記第5号様式）により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

8 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

9 理事長は、職員から第7項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第1項又は第2項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

10 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿（別記第6号様式）に記載するものとする。

11 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項又は第2項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属

する月) から開始し、職員が第1項又は第2項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

12 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

13 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第1項又は第2項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

14 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
(特殊勤務手当)

第12条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び手当の額等は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務手当に関する規程に定める。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しては、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)について時間外勤務手当を支給

する。

3 前項に規定する時間外勤務手当の額は、その正規の勤務時間外に勤務した勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

4 短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 第2項の理事長が別に定める時間は、勤務時間規程第6条ただし書及び第7条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定められている職員の割振り変更前の正規の勤務時間（第2項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が38時間45分に満たない週に、勤務時間規程第7条の規定により勤務時間が割り振られた場合における次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、4週間を通じ1週間平均の勤務時間が38時間45分以内と定められている職員の4週間の正規の勤務時間が155時間を超える場合における第2項の理事長が別に定める時間は、理事長が別に定めるものとする。

(1) 勤務時間規程第6条ただし書又は第7条の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下「割振り変更後の正規の勤務時間」という。）が38時間45分以下となる週の場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間

(2) 割振り変更後の正規の勤務時間が38時間45分を超える週となる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち38時間45分から当該割振り変更前の正規の勤務時間を減じて得た時間数に相当する時間

- 6 第2項に規定する時間外勤務手当の額は、その割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（前項に規定する時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。
- 7 正規の勤務時間外に、又は割振り変更前の正規の勤務時間を超えて、勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第5項に規定する時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第3項（第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 8 勤務時間規程第12条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第3項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第6項で定める割合を減じた割合
- 9 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第7項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項第1号の規定

の適用については、同項中「第3項各号に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第14条 休日勤務手当は、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

2 前項に規定する休日勤務手当の額は、休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。勤務時間規程第6条第1項の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員が第1項に規定する祝日法による休日が勤務時間規程第7条第2項及び第3項の規定による週休日に当たるときに当該休日の直後の勤務日等（勤務時間規程第5条、第7条第2項及び第3項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）（当該休日の直後の勤務日等が休日等に当たるときは、当該休日等の直後の正規の勤務日）において勤務した場合も同様とする。

3 前項の休日は、次に掲げる日とする。

- （1） 祝日法による休日
- （2） 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- （3） 国の行事の行われる日で、理事長の指定した日

（夜間勤務手当）

第15条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 前項に規定する夜間勤務手当の額は、正規の勤務時間として午後10時から翌日

の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(時間外勤務等の時間数の算出)

第16条 第13条に規定する時間外勤務手当、第14条に規定する休日勤務手当及び第15条に規定する夜間勤務手当の額の算出の基礎となる勤務時間数は、当該給与期間におけるこれらの手当に係る全時間数(時間外勤務手当において支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに計算した時間数)によって計算するものとする。この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第13条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び月額で定められている特殊勤務手当の月額(地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の特殊勤務手当に関する規程第4条第1項第3号に規定する手当を除く。)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから次項で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

3 前項で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における勤務時間規程第9条第1項に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び同項に規定する年末年始の日(日曜日及び土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(短時間勤務職員にあっては7時間45分におけるその者の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては7時間45分に勤務時間規程第5条の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た時間)を乗じて得た時間とする。

(勤務1時間当たりの給与額等の端数計算)

第18条 第13条から第16条までの規定により算定する額につき50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第19条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第2条の給料及び第21条管理職員特別勤務手当の勤務には含まれないものとする。

3 第1項に規定する宿日直手当の額は、正規の勤務時間の勤務に従事しないで行う医療センター及びその他の施設(以下「施設等」という。)において設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設等の監視を目的とする宿日直勤務1回につき、4,700円(宿日直業務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、6,900円)とする。

2 病院に勤務する看護師又は准看護師である職員が、病院における救急外来患者等に関する業務を主として行う宿日直勤務にあっては、その勤務1回につき、7,400円(宿日直勤務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、1万1,100円)とする。

3 病院に勤務する医師である職員が、入院患者の病状の急変又は救急の外来患者等に対処するために行う宿日直勤務にあっては、その勤務1回につき、3万5,000円(宿日直勤務が理事長が別に定める日に退勤時から引き続いて行われる場合にあっては、5万2,500円)とする。

(管理職手当)

第20条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき、理事長が指定する職員に対して支給する。

2 前項の規定により理事長が指定する職は、別表第23の職の欄に掲げる職とする。

3 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属する職務の級の区分に応じ、別表第23の手当の額の欄に定める額とする。

4 前項に定める管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 \times 100分の25を超えてはならない。

5 別表第23に掲げる職を占める職員が、同表に掲げる他の職を兼ねる場合においてもその兼ねる職に係る管理職手当は支給しない。

6 別表23の職の欄に掲げる職を占める職員以外の職員が、同表に掲げる職につい

て代理又は心得等としてその職の職務を行う場合は、理事長の承認を得た場合に限り、その代理又は心得等に係る職について定める管理職手当を支給する。

7 管理職手当は、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを支給しないものとする。

(1) 研修その他の用務のため本務を離れて出張した場合

(2) 勤務しなかった場合（職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除く。）

8 管理職手当は、その月分を給料の支給定日に支給する。

9 新たに管理職手当を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた日から支給を開始し、手当の支給を廃止する事由を生じたときは、その事由の生じた翌日から支給を廃止するものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第21条 管理職員特別勤務手当は、前条に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により週休日又は休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員に対して、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 第1項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 管理職職員（別表第23に掲げる職を占める職員をいう。以下同じ。）のうち
病院長、医療支援部長、看護部長又は事務部長の職にあるもの 1万円

(2) 管理職職員のうち前号以外の職にあるもの 8,000円

4 第2項に規定する管理職員特別勤務手当の額は、同項の規定による勤務1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 管理職職員のうち病院長、医療支援部長、看護部長又は事務部長の職にあるもの 5,000円

(2) 管理職職員のうち前号以外の職にあるもの 4,000円

5 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理職職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)

にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める職員についても同様とする。

2 前項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定する基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者(心身の故障のため、長期の休養を要する場合に休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(2) 刑事休職者(刑事事件に関し起訴された場合に該当して休職にされている職員をいう。)

(3) 停職者(懲戒処分として停職にされている職員をいう。)

(4) 専従休職者(専従許可を受けている職員をいう。)

(5) 無給の休暇職員(理事長が定める休暇の承認を受けて勤務しない職員をいう。)

(6) 育児休業職員(基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員をいう。)

(7) 自己啓発休業をしている職員

3 第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) その退職に引き続き、次に掲げる者となった者であつて、理事長が定めるもの

ア 国家公務員

イ 前号に掲げる者以外の地方公務員

(3) その退職が、就業規則第51条第1項の規定による懲戒解雇による退職であ

る者

4 次の各号のいずれかに該当する者には、前各項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第51条第1項の規定による懲戒として解雇された職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第10条の規定により解雇された職員（就業規則第10条第1項に該当して解雇された職員を除く。）

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前各号に掲げる者を除く。）で、退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

5 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

6 前2項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

- 7 第3項第2号に掲げる者が引き続き職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。
- 8 理事長は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。
- 9 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 10 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 11 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 12 第3項から前項までに規定するもののほか、一時差止処分に必要な事項は、理事長が定める。
- 13 基準日前1箇月以内において職員としての退職が2回以上ある者に対する期末手当の支給について第2項の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみについてこれを適用するものとする。
- 14 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（別表第20に掲げる職員のうち、第20条に規定する管理職手当の支給に関し、支給割合100分の12以上の職を占める職員（休職にされている職員のうち、第27条第1項第1号（休

職者の給与)に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。次条第5項及び第13項において「特別管理職員」という。)にあつては100分の106.25を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

15 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

16 特定任期付任用職員に対する第14項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」とする。

17 第14項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率(勤務時間規程第5条の規定により定められたその育児短時間勤務職員等の勤務時間を就業規則第33条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)で除して得た数)及び扶養手当の月額の合計額とする。

18 職務の級が事務職給料表の4級以上である職員その他職務の複雑、困難、責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として別表第24職員の欄に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)に同表職員の欄に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ同表加算割合の欄に定める加算割合を乗じて得た額(次の各号に掲げる職員にあつては、その額に給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額)にそれぞれ当該各号で定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第14項の期末手当基礎額とする。

- (1) 特定任期付任用職員(4号給以上の号給を受ける職員) 100分の20
- (2) 特定任期付任用職員(3号給の号給を受ける職員) 100分の15

19 第14項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間は除算する。

- (1) 第2項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児介護休業規程」という。）第3条の規定により育児休業をしている職員及び第2項第7号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間
- (4) 休職（業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤による負傷又は疾病（以下「業務傷病等」という。）によるものを除く。）にされていた期間については、その2分の1の期間

20 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が、引き続いてこの規程の適用を受ける正規職員となった場合においては、この規程の適用前のそれらの常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）として在職した期間を、この規程の適用後の在職期間に通算することができる。

- (1) 出向または派遣される職員のうち、出向または派遣元から期末手当相当分の支給がない期間
- (2) この規程の医療職給料表（一）及び指定職給料表の適用を受ける正規職員となる以前の期間で、他の常勤職員として期末手当相当分の支給が無い期間で理事長が認める期間

21 前項の期間の算定については、第19項の規定を準用する。

22 期末手当は、次の各号に掲げる基準日についてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

- (1) 6月1日 6月10日
- (2) 12月1日 12月10日

23 第14項の期末手当基礎額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その在職期間に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める職員についても同様とする。

2 前項の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同条に規定する基準日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 休職者(業務傷病等による休職者を除く。)

(2) 前条第2項第3号から第5号までに掲げる者

(3) 育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

(4) 自己啓発休業をしている職員

3 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、理事長が別に定める勤勉手当の支給を受ける者は、次に掲げる者以外の者とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(2) 前条第3項第1号から第3号までに掲げる者

4 勤勉手当は、前各項の職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて支給する。

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が第8項に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第2項及び第3項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25(特別管理職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の

総額

(2) 第2項及び第3項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特別管理職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

(3) 第2項及び第3項の職員のうち特定任期付任用職員 当該特定任期付任用職員の勤勉手当基礎額に100分の88.75を乗じて得た額の総額

6 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

7 前条第18項及び第23項の規定は、第5項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第18項中「前項」とあるのは「次条第5項」と、「第14項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第5項の勤勉手当基礎額」と、同条第23項中「第14項の期末手当基礎額」とあるのは「次条第4項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

8 第5項前段に規定する割合は、次項に規定する職員の勤務期間の割合（以下「期間率」という。）に第13項に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

9 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合とする。

勤務期間 割合

6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15

15日以上1箇月未満 100分の10

15日未満 100分の5

0日 0

10 前項に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。ただし、次に掲げる期間は除算する。

(1) 前条第2項第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間

(2) 育児介護休業規程第3条の規定により育児休業をしている職員及び自己啓発休業をしている職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（業務傷病等による休職者であった期間を除く。）

(4) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5) 第26条第1項の規定により給与を減額された期間

(6) 負傷又は疾病（業務傷病等によるもの除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び第14条第3項に規定する休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 育児介護休業規程第14条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

11 前条第20項及び24項の規定は、前項に規定する職員として在職した期間の算定について準用する。

12 前項の期間の算定については、第10項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

13 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、理事長が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の205（特別管理職員にあっては、100分の245）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5（特別管理職員にあっては、

100分の117.5)

14 勤勉手当は、次の各号に掲げる基準日についてそれぞれ当該各号に定める日に支給する。ただし、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

(1) 6月1日 6月10日

(2) 12月1日 12月10日

15 前条第4項から第12項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第4項中「前各項」とあるのは「次条第2項から第4項まで」と、同項第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条に規定する基準日をいう。以下この項及び第11項において同じ。）から」と、「第22項」とあるのは「次条第14項」と読み替えるものとする。

16 職員が法人の役員を兼ねる場合、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、その者の勤勉手当の合計額に、100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(特定任期付任用職員業績手当)

第24条 特定任期付任用職員業績手当は、特定任期付任用職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

2 前項に規定する特定任期付任用職員業績手当の支給に関しては、理事長は、その給料月額に相当する額を特定任期付任用職員業績手当として支給することができる。

(手当の支給方法)

第25条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 特殊勤務手当（前項以外のものに限る。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

(給与の減額)

第26条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇である場合その他その

勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 職員が、理事長の定める介護休暇、介護時間、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 就業規則第41条の規定による療養休暇中の職員の給与は2分の1を減額する。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、その勤務しない時間の合計が、対象となる月で10日分を超える場合、勤務した1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を合計した給与を支給する。

（休職者の給与）

第27条 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、次に定めるところにより給与を支給することができる。

- (1) 職員が業務傷病等により休職にされたときは、その休職の期間中給与の全額を支給する。
 - (2) 職員が結核性疾患にかかり、休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまではこれに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - (3) 職員が前各号以外の心身の故障により、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - (4) 職員が刑事事件に関し起訴されて、休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - (5) 第1号から第4号の職員には、理事長が別に定めるもののほか、前各号に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 2 前項第2号又は第3号に規定する職員が、それぞれ当該各号に規定する期間で第22条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第

22条第22項に規定する日にそれぞれ当該各号の例による額の期末手当を支給する。ただし、同条第3項第2号及び第3号までに掲げる職員については、この限りでない。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第22条第8項から第12項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「前各号」とあるのは「第27条第2項」と読み替えるものとする。

(非常時払)

第28条 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

- 2 前項の規定は、特殊勤務手当（月額で定められているものを除く。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給について準用する。

(給与の口座振込)

第29条 給与は、職員から申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第30条 法律又はその他の規程に別段の定めがある場合及び次に掲げるものについては、職員の給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員共済会の掛金
 - (2) 千葉県市町村職員互助会の掛金並びに同会に係る生命保険及び損害保険の保険料
 - (3) 全国町村会に係る損害保険及び生命保険の保険料
 - (4) 団体取扱いに係る損害保険及び生命保険の保険料
 - (5) 千葉県市町村共済組合に係る貯金の積立金及び貸付金の償還
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、理事長が特に認めたもの
- 2 前項各号に掲げるものについては、労使協定に定める。

(適用除外)

第31条 第2条第5項、第8条、第9条、第13条から第15条まで、第20条及び第23条の規定は、特定任期付任用職員には、適用しない。

2 特定任期付任用職員に対する第21条第1項並びに第22条第14項及び第18項の規定の適用については、第21条第1項中「前条に規定する職員」とあるのは「特定任期付任用職員」とする。

3 第6条、第8条及び第9条の規定は、就業規則第2条第2号の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

(名誉院長の報酬等の支給について)

第32条 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター名誉院長の称号授与に関する規程に定める名誉院長の称号を授与された者が、以下の業務に従事した場合、下記により報酬を支給し、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員の旅費に関する規程により通勤に要する費用を支給することができる。

業 務	報 酬 等	
香取おみがわ医療センター附属看護専門学校長	月額	100,000 円
外来診療業務	日額	60,000 円
産業医業務	日額	30,000 円

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、この規則の施行日前に地方公務員法その他関係法令、香取市病院事業企業職員就業規程、その他関係規程により発令、承認、許可等を受けていた場合の当該発令、承認、許可等については、その効力を引き継ぐ。

(法人移行職員の現給保障)

3 この規程により新たに決定した給料月額及び各手当が、施行日前日までの額に達しないこととなるものには、当分の間給料月額のほか、その差額に相当する額を支給する。

(派遣等職員の給与)

- 4 派遣条例に基づき、香取市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、香取市職員の給与に関する条例（平成18年香取市条例第43号）その他香取市の関係例規及び通知等の定めるところにより算定した額を支給する。

(職員の職務の級の標準的な職務の内容の特例)

- 5 第5条の規定に関わらず、別表12に掲げる5級以上に相当する職については、当分の間施行日前の級の職務に準じるものとする。

附 則（令和4年5月30日独香管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月27日独香管規程第10号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに初任給、昇格、昇給等の規程第9条第1項、第22条第1項、第24条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じた額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げる基とする。）とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 就業規則第62条の3第1項又は第2項に規定する異動期間（同規則第62条の3第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同規則第62条の2に規定する職を占める職員
- 4 就業規則第62条の2第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動

日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当の月額に関する経過措置)

第2条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第8条第3項に掲げる扶養手当の月額については次のとおりとする。

- (1) 同条第2項第1号に該当する扶養親族については3,000円（第8条第3項各号に掲げる職員を除く。）とする。
- (2) 扶養親族である子については1人につき11,500円とする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式 (第 8 条第 7 項)

扶 養 親 族 届

年 月 日提出

地方独立行政法人 香取おみがわ医療センター 理事長 様				所 属 部 局				
				職 名			氏 名	
給与規程第 8 条第 7 項の規定により次のとおり届け出ます。(証明書 通添付)							※ 年 月 日受理	
扶養親族の氏名	続 柄	生年月日	同居 の別 別居	年収額 (職業)	異動年月日	届出の事由	※支給額	※ 年 月 から 支給 まで
							円	
								※子のうち 1 人の額は 年 月 から (増額・減額) 改定
								取 扱 者 確 認
配偶者 有・無 その事実の生じた年月日							年 月 日	
伺、上記のとおり決定してよろしいか。								
<p>注 1 年収額欄には、勤労収入のほか資産収入、事業収入及び年金収入（非課税分を含む。）等の収入があれば、これらの種類ごとにその全額を記入する。</p> <p>2 異動年月日欄には、扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合又は扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合に、それぞれの事実の生じた日を記入する。</p> <p>3 届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（例えば、婚姻、出生、満 60 歳以上等）又は扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（例えば、満 18 歳以上、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。</p> <p>4 配偶者欄には、扶養親族である 22 歳未満の子を有するに至った時に、配偶者のない場合又は給与条例第 10 条第 1 項第 3 号、第 4 号に掲げる事実が生じた場合に記入し、後者の場合は、その事実の生じた年月日をあわせて記入する。</p> <p>5 ※印欄は、記入しないで提出すること。</p>								

第2号様式（第8条第9項）

(表)

扶 養 手 当 認 定 簿

扶 養 手 当 認 定 簿			職員氏名			職員コード		
扶養親族氏名	続 柄	生 年 月 日 (加算開始年月)	届出提出(受理)年月日	扶養親族の要件を備え、 又は欠くに至った年月日	扶養手当支給開始・終了 年月 (22歳年度末)	備 考	担当者の確認欄	
							確認年月日	職 氏 名
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ
		年 月 日 (年4月)	年 月 日	年 月 日	年 月 ~ ~ 年 月 (年3月)		年 月 日	Ⓜ

記入上の注意

- 1 「生年月日(加算開始年月)」欄の()内には、扶養親族のうち加算措置の対象となる者について、加算開始時期又は加算開始予定時期を記入する。
- 2 「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合には、届出受理日を括弧書で付記する。
- 3 「扶養手当支給開始・終了年月(22歳年度末)」欄の()内には、扶養親族が、子、孫、弟妹のいずれかである場合に、その者が22歳年度末により支給要件を喪失する時期を記入する。
- 4 子、孫、弟妹が22歳年度末により支給要件を喪失した場合は、「届出提出(受理)年月日」欄及び「扶養親族の要件を備え、又は欠くに至った年月日」欄の記入は要しない。
- 5 「備考」欄には、届出の事由等、扶養手当の認定上特に必要な事項を記入する。

(裏)

扶養手当月額等 改定年月	子		左記以外の扶養親族		加算措置の対象となる者		扶養手当月額 (円)	扶養手当月額等 改定事由	所属長の 確認印欄
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)			
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印
年 月									印

第3号様式（第9条第4項）

住 居 届 年 月 日提出

地方独立行政法人 香取おみがわ医療センター 理事長 様		所属課名			
		職名		氏名	印
地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程（以下「規程」という。）第9条第4項の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。（契約書等証明書類 1 通添付）					
届出の理由（該当する□に✓印を付する。）					
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更（契約の更新を含む。） <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
（届出の理由が生じた日） 令和 年 月 日					
借家借間	契約開始日	令和 年 月 日から	住宅への入居日	令和 年 月 日から	
	住宅の所在地				
	住宅の種類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿		住宅の契約面積	m ²
	住宅の所有者	続柄（ ）	住所		
規程第9条	住宅の貸主	続柄（ ）	住所		
	住宅の借主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄（ ） 氏名			
	住宅の借主	共同名義人が <input type="checkbox"/> いる 続柄（ ） <input type="checkbox"/> いない			
家賃等	月額 円 (令和 年 月 日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)			
上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、規程第9条第2項に規定する家賃の額に相当する額は 円 であると算定する。					
令和 年 月 日	職名 氏名	取扱者 認 印	管理課長	庶務班長	班員
記入上の注意					
1 「届出の理由」欄には、住居届の主な理由の一つについてレ印を付するものとする。 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等は含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入しても差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。					
備考					

第4号様式 (第9条第8項)

住 居 手 当 認 定 簿
異動後の所属

所属								氏名		
届出の事由		提出年月日	受理年月日	該当条文	決定家賃等 (借家借間のみ)	支給の始期等	住居手当 の月額	給与規程第9条第7項に基づき住居 手当の支給を左記 のとおり決定(改正)する。		備考
発生年月日 (改定年月日)	内容							職名	氏名	
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ
年 月 日	から まで	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 給与規程 第9条第1項	円	年 月 日 から まで	円	年 月 日	氏名	Ⓜ

備考

第5号様式 (第11条第7項)

単身赴任届

年 月 日提出

理事長 様	職名		氏名	
勤務地名		所在地		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) <input type="checkbox"/> 4その他 () 上記事実の発生年月日 年 月 日			

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員給与規程第11条第7項の規定により、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。(住民票等証明書類 通添付)

異動直前の居住状況等

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日)

現在の居住状況等

配偶者と別居した年月日	年 月 日
配偶者と別居した事情	
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄) <input type="checkbox"/> その他(続柄)
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。(入居年月日 年 月 日)
異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	その2の(1)に記入
配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法	その2の(2)に記入
配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法	その2の(3)に記入

※給与担当課記入欄

上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、 <input type="checkbox"/> 単身赴任手当の月額を 円と決定する。 <input type="checkbox"/> 第11条第5項の規定による加算額を 円、 単身赴任手当の月額を 円と決定する。	年 月 日				
--	-------	--	--	--	--

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

(裏面)

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄には、該当する理由の□に☑印を付し（新規の場合は理由の1のみ☑印を付する。）、理由の4に該当する場合は内容を（ ）内に記入する。
- 2 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 3 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 4 届出の理由の1以外に該当する場合は「1 異動直前の居住状況等」は記入を要しない。
- 5 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動をいう。
- 6 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 7 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 8 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄は記入を要しない。
- 9 「通勤（交通）方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 10 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- 11 ※欄は記入しないこと。

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	・ km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	・ km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	・ km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	・ km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	・ km
6		から (経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	・ km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	・ km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	・ km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	・ km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	・ km
6		から (経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

順路	通勤方法の別	区 間	※給与担当課の記入欄	順路	通勤方法の別	区 間	距離
1		住居から (経由) まで		1		住居から (経由) まで	・ km
2		から (経由) まで		2		から (経由) まで	・ km
3		から (経由) まで		3		から (経由) まで	・ km
4		から (経由) まで		4		から (経由) まで	・ km
5		から (経由) まで		5		から (経由) まで	・ km
6		から (経由) まで		計 (第 11 条第 4 項の規定による通勤距離)		・ km	
経路略図 (経路朱線)							

第6号様式（第11条第10項）

職員番号 _____

単身赴任手当認定簿

氏名	
----	--

届出の理由等		届出提出 年 月 日 (受理年月日)	支給の始期(終期)・ 支給額の改定時期	加算額	単身赴任手当の 月 額	理事長の決定(改定)
事実の発生 年月日	内容					
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名
年 月 日		年 月 日	年 月分 {から} {まで}	円	円	年 月 日 職名 氏名

記入上の注意

「届出提出(受理)年月日」欄には、届出提出日を記入し、その日が届出受理日と異なる場合にあっては、届出受理日を()書で付記する。

別表第1（第2条第5項第1号）

事務職

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100

任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	464,500
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	464,800
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	465,100
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	465,400
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	465,700
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	466,000
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	466,300
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	466,600
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	466,900
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	467,200
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	467,500
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	467,800
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	468,100
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	468,400
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	468,700
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	469,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	469,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	469,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	469,900
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	470,200
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	470,500
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	470,800
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	471,100
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	471,400
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		471,700
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		472,000
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		472,300
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		472,600
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		472,900
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		473,200
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		473,500
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		473,800
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		474,100
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		474,400
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		474,700
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		475,000
86	266,200	305,800	355,700				475,300
87	266,500	306,100	356,100				475,600
88	266,800	306,400	356,500				475,900
89	267,100	306,700	356,700				476,200
90	267,400	307,000	357,100				476,500
91	267,700	307,300	357,500				476,800

	92	268,000	307,600	357,900				477,100
	93	268,300	307,800	358,100				477,400
	94		308,000	358,400				477,700
	95		308,300	358,800				478,000
	96		308,700	359,100				478,300
	97		308,900	359,400				478,600
	98		309,200	359,800				478,900
	99		309,500	360,200				479,200
	100		309,900	360,600				
	101		310,100	361,100				
	102		310,400	361,500				
	103		310,700	361,900				
	104		311,000	362,300				
	105		311,200	362,800				
	106		311,500	363,200				
	107		311,800	363,500				
	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再 任用短時 間勤務職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
任期付職 員		206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第2条第5項第2号）

労務職

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級
-----------	----------	----	----	----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短 時間勤務職員及 び任期付任用職 員以外の職員	1	186,500	232,000	268,300
	2	187,700	233,300	269,300
	3	188,900	234,600	270,300
	4	190,000	235,900	271,300
	5	191,200	237,200	272,300
	6	192,400	238,400	273,300
	7	193,600	239,600	274,300
	8	194,700	240,800	275,300
	9	195,800	242,000	276,300
	10	196,900	243,300	277,300
	11	198,100	244,700	278,300
	12	199,200	246,100	279,300
	13	200,300	247,500	280,300
	14	202,000	248,900	281,300
	15	203,600	250,300	282,200
	16	205,200	251,700	283,200
	17	206,700	253,100	284,200
	18	208,400	254,300	285,200
	19	210,000	255,600	286,200
	20	211,600	256,900	287,200
	21	213,100	258,100	288,200
	22	214,800	259,300	289,500
	23	216,500	260,500	290,800
	24	218,200	261,700	292,000
	25	219,400	262,800	293,200
	26	221,000	263,900	294,500
	27	222,600	265,000	295,700
	28	224,100	266,100	296,900
	29	225,600	267,000	297,900
	30	227,200	268,000	299,100
	31	228,800	269,000	300,300
	32	230,400	270,000	301,600
	33	232,000	271,000	302,900
	34	233,700	271,900	303,900
	35	235,000	272,700	304,900
	36	236,300	273,600	305,900
	37	237,600	274,400	307,000
	38	238,700	275,200	308,200
	39	239,800	276,000	309,300
	40	240,900	276,700	310,500
	41	242,000	277,400	311,600
	42	242,900	278,200	312,900
	43	243,800	279,000	314,200
	44	244,800	279,600	315,500

45	245,800	280,300	316,700
46	246,700	281,100	318,000
47	247,600	281,800	319,300
48	248,400	282,500	320,600
49	249,200	283,200	321,900
50	249,900	283,900	323,100
51	250,500	284,600	324,400
52	251,100	285,300	325,500
53	251,800	286,000	326,400
54	252,400	286,600	327,700
55	253,000	287,300	329,000
56	253,600	287,900	330,300
57	254,100	288,600	331,400
58	254,700	289,200	332,700
59	255,300	289,900	333,900
60	255,800	290,600	335,100
61	256,200	291,100	336,400
62	256,600	291,700	337,400
63	256,900	292,300	338,500
64	257,200	293,000	339,600
65	257,500	293,600	340,300
66	257,800	294,200	341,200
67	258,100	294,800	341,900
68	258,400	295,500	342,700
69	258,700	296,100	343,500
70	259,000	296,700	343,900
71	259,300	297,200	344,400
72	259,600	297,700	345,100
73	259,900	298,200	345,900
74	260,200	298,800	346,600
75	260,500	299,300	347,300
76	260,800	299,900	347,900
77	261,100	300,300	348,400
78	261,400	300,800	349,000
79	261,700	301,300	349,500
80	262,000	301,900	350,100
81	262,300	302,400	350,400
82	262,600	302,800	350,900
83	262,900	303,100	351,200
84	263,200	303,400	351,600
85	263,500	303,600	352,000
86	263,800	303,900	352,500
87	264,100	304,100	353,000
88	264,400	304,400	353,500
89	264,700	304,600	353,800
90	265,000	304,800	354,200

	91	265,300	305,100	354,600
	92	265,600	305,300	355,000
	93	265,900	305,600	355,300
	94	266,200	305,800	355,700
	95	266,500	306,100	356,100
	96	266,800	306,400	356,500
	97	267,100	306,700	356,700
	98	267,400	307,000	357,100
	99	267,700	307,300	357,500
	100	268,000	307,600	357,900
	101	268,300	307,800	358,100
	102		308,000	358,400
	103		308,300	358,800
	104		308,700	359,100
	105		308,900	359,400
	106		309,200	359,800
	107		309,500	360,200
	108		309,900	360,600
	109		310,100	361,100
	110		310,400	361,500
	111		310,700	361,900
	112		311,000	362,300
	113		311,200	362,800
	114		311,500	363,200
	115		311,800	363,500
	116		312,100	363,800
	117		312,300	364,200
	118		312,600	
	119		313,000	
	120		313,300	
	121		313,500	
	122		313,700	
	123		314,000	
	124		314,400	
	125		314,600	
	126		314,800	
	127		315,100	
	128		315,400	
	129		315,700	
	130		315,900	
	131		316,200	
	132		316,500	
	133		316,800	
	134			
	135			
	136			

	137			
	138			
	139			
	140			
	141			
	142			
	143			
	144			
	145			
	146			
	147			
	148			
	149			
	150			
	151			
	152			
	153			
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500
任期付職員		206,700	242,000	272,600

備考 この表は、医療以外の単純な業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第2条第5項第3号）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	531,000
	2	307,900	418,300	472,300	538,600
	3	310,200	420,900	474,200	545,600
	4	312,400	423,300	476,100	552,600
	5	314,500	425,600	477,500	559,500
	6	318,000	427,800	479,200	566,200
	7	321,500	429,800	481,000	572,300
	8	324,900	431,900	482,800	577,400
	9	328,300	434,000	484,600	582,100
	10	331,800	435,500	486,300	586,400
	11	335,200	437,000	488,100	590,700
	12	338,600	438,500	489,900	594,100
13	342,000	439,900	491,700	597,000	

14	345,500	441,300	493,400	599,900
15	348,900	442,800	495,200	602,800
16	352,300	444,200	497,000	605,700
17	355,700	445,500	498,800	608,600
18	358,800	447,000	500,700	611,500
19	362,000	448,400	502,600	614,400
20	365,200	449,800	504,500	617,300
21	368,500	451,100	506,400	620,200
22	371,600	452,600	508,100	623,100
23	374,700	454,000	509,900	626,000
24	377,700	455,400	511,700	628,900
25	380,800	456,800	513,300	631,800
26	383,100	458,200	515,100	634,700
27	385,400	459,500	516,900	637,600
28	387,600	460,900	518,400	640,500
29	389,500	462,300	519,800	643,400
30	391,200	463,600	521,500	646,300
31	392,900	465,000	523,300	649,200
32	394,700	466,400	525,000	652,100
33	396,400	467,700	526,500	
34	398,200	469,100	527,800	
35	399,800	470,400	529,100	
36	401,100	471,800	530,400	
37	402,500	473,200	531,400	
38	403,900	474,900	532,700	
39	405,300	476,500	534,000	
40	406,700	478,000	535,300	
41	408,200	479,600	536,300	
42	408,900	480,800	537,100	
43	409,500	481,900	537,900	
44	410,100	483,000	538,700	
45	410,900	484,000	539,600	
46	411,500	484,900	540,400	
47	412,100	485,800	541,200	
48	412,600	486,600	541,900	
49	413,100	487,300	542,700	
50	413,500	488,000	543,500	
51	414,000	488,700	544,200	
52	414,400	489,300	545,100	
53	414,800	489,900	546,000	
54	415,100	490,600	546,800	
55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	

	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		493,500		
定年前再任用短時間勤務職員		312,900	356,500	412,800	488,500
任期付職員		328,300	387,800	425,200	523,200

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第2条第5項第4号）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び		円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000

任期付職員 以外の職員	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100

47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,200
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,500
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,800
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	424,000
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,300
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,600
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,900
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	425,100
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	425,400
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	425,700
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	426,000
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	426,200
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	426,500
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	426,800
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	427,100
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	427,300
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	427,600
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	427,900
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	428,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	428,400
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	428,700
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	429,000
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	429,300
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	429,500
78	265,000	301,000	338,100	359,700		429,800
79	265,300	301,200	338,500	359,900		430,100
80	265,500	301,500	339,000	360,200		430,400
81	265,700	301,800	339,500	360,700		430,600
82	266,000	302,000	339,800	361,000		430,900
83	266,300	302,300	340,000	361,300		431,200
84	266,500	302,600	340,300	361,600		431,500
85	266,700	302,800	340,700	362,000		431,700
86		303,000	341,100	362,300		432,000
87		303,200	341,400	362,600		432,300
88		303,400	341,700	362,900		432,600
89		303,800	342,000	363,300		432,800
90		304,000	342,200	363,600		433,100

	91		304,200	342,600	363,800		433,400
	92		304,400	342,900	364,100		433,700
	93		304,800	343,100	364,400		433,900
	94		305,000	343,400	364,800		434,200
	95		305,200	343,700	365,200		434,500
	96		305,500	343,900	365,600		434,800
	97		305,800	344,100	366,100		435,000
	98		306,000	344,400	366,500		435,300
	99		306,200	344,700	366,900		435,600
	100		306,500	344,900	367,300		435,900
	101		306,800	345,100	367,800		436,100
	102		307,000	345,300			436,400
	103		307,200	345,700			436,700
	104		307,500	345,900			437,000
	105		307,800	346,100			437,200
	106			346,400			437,200
	107			346,800			437,200
	108			347,200			437,200
	109			347,400			
	110						
	111						
	112						
	113						
	114						
	115						
	116						
	117						
	118						
	119						
	120						
	121						
	122						
	123						
	124						
	125						
定年前再任用短時間勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000
任期付職員		228,700	244,900	266,900	280,500	310,500	349,200

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師その他の医療技術員等に適用する。

別表第5（第2条第5項第5号）

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員及び 任期付職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	

39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	

83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		
93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			
111	306,700	338,100	372,900			
112	307,000	338,400	373,300			
113	307,300	338,700	373,700			
114	307,500	339,100	374,100			
115	307,800	339,400	374,600			
116	308,000	339,700	375,100			
117	308,300	339,900	375,500			
118	308,500	340,200	376,000			
119	308,800	340,500	376,500			
120	309,100	340,700	377,000			
121	309,400	340,900	377,300			
122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				

	127	311,000	342,600				
	128	311,400	342,800				
	129	311,600	343,000				
	130	311,900	343,200				
	131	312,200	343,500				
	132	312,600	343,700				
	133	312,800	344,000				
	134	313,100	344,400				
	135	313,400	344,800				
	136	313,700	345,200				
	137	313,900	345,500				
	138	314,200	345,900				
	139	314,500	346,300				
	140	314,800	346,700				
	141	315,000	347,000				
	142	315,300	347,400				
	143	315,700	347,700				
	144	316,000	348,100				
	145	316,200	348,400				
	146	316,400	348,800				
	147	316,700	349,200				
	148	317,000	349,600				
	149	317,200	349,900				
	150	317,400	350,300				
	151	317,700	350,700				
	152	318,000	351,100				
	153	318,400	351,400				
	154	318,600					
	155	318,800					
	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任用短時間勤		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

務職員							
任期付職員		235,900	266,900	286,800	296,900	318,400	350,800

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師、准看護師等に適用する。

別表第6（第2条第5項第6号）

指定職給料表

号給	給料月額
	円
1	708,000
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考 この表は、医師で理事長が定める者に適用する。

別表第7（第2条第5項第7号）

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員及 び任期付職員以 外の職員		円	円	円
	1	216,000	234,600	332,500
	2	218,400	237,000	334,300
	3	220,700	239,400	336,100
	4	223,100	241,900	337,800
	5	225,300	244,300	339,400
	6	227,700	246,700	341,300
	7	229,900	249,100	343,200
	8	232,100	251,600	345,000
	9	234,300	254,000	346,800
	10	236,600	255,600	348,800
	11	238,800	257,200	350,600
	12	241,000	258,800	352,300
	13	243,300	260,400	354,000
14	245,400	261,800	355,700	

15	247,500	263,200	357,200
16	249,600	264,600	358,800
17	251,700	266,000	360,400
18	253,600	267,200	361,700
19	255,300	268,400	362,900
20	256,900	269,600	364,000
21	258,600	270,900	365,300
22	259,800	272,000	366,700
23	261,100	273,100	368,100
24	262,300	274,300	369,400
25	263,500	275,600	370,600
26	264,500	277,200	372,000
27	265,600	278,900	373,300
28	266,700	280,600	374,600
29	267,900	282,300	375,800
30	269,000	284,300	377,200
31	270,100	286,500	378,500
32	271,100	288,700	379,800
33	272,200	290,900	381,100
34	273,100	293,100	382,300
35	274,100	295,300	383,400
36	275,200	297,400	384,600
37	276,500	299,400	385,800
38	277,400	301,300	387,000
39	278,400	303,200	388,200
40	279,500	305,000	389,300
41	280,800	306,700	390,400
42	282,000	308,600	391,600
43	283,400	310,400	392,800
44	284,600	312,100	393,900
45	285,700	313,700	395,000
46	286,600	315,500	396,300
47	287,500	317,200	397,500
48	288,500	318,800	398,600
49	289,000	320,300	399,500
50	289,900	322,000	400,700
51	290,600	323,800	401,700
52	291,600	325,500	402,800
53	292,200	326,700	403,600
54	293,100	328,600	404,700
55	293,900	330,400	405,700
56	294,900	332,100	406,700
57	295,400	333,600	407,800
58	296,400	335,500	408,800

59	297,400	337,200	409,900
60	298,100	338,900	411,000
61	298,600	340,600	412,000
62	299,300	342,300	413,100
63	300,100	344,000	414,200
64	300,800	345,700	415,200
65	301,600	347,400	416,100
66	302,400	348,700	417,000
67	303,000	350,000	418,000
68	303,600	351,300	419,000
69	304,400	352,800	419,800
70	305,100	354,300	420,600
71	305,600	355,800	421,300
72	306,300	357,300	422,100
73	306,800	358,600	422,800
74	307,500	360,100	423,400
75	308,200	361,600	424,100
76	308,700	363,000	424,800
77	309,300	364,400	425,400
78	310,000	365,900	426,100
79	310,600	367,400	426,600
80	311,200	368,900	427,200
81	311,700	370,200	427,600
82	312,300	371,500	428,000
83	312,900	372,800	428,300
84	313,400	374,000	428,500
85	313,800	375,200	428,700
86	314,300	376,400	429,000
87	314,800	377,500	429,300
88	315,200	378,600	429,500
89	315,600	379,600	429,700
90	316,100	380,700	430,000
91	316,500	381,800	430,300
92	317,000	382,900	430,500
93	317,300	384,000	430,700
94	317,900	385,100	431,000
95	318,400	386,100	431,300
96	318,800	387,200	431,500
97	319,100	388,200	431,700
98	319,500	389,200	
99	319,900	390,100	
100	320,400	391,000	
101	320,800	391,800	
102	321,100	392,800	

103	321, 400	393, 600	
104	321, 700	394, 500	
105	321, 900	395, 300	
106	322, 200	396, 200	
107	322, 500	397, 100	
108	322, 800	398, 000	
109	323, 000	398, 800	
110	323, 200	399, 800	
111	323, 500	400, 700	
112	323, 800	401, 600	
113	324, 000	402, 200	
114	324, 200	403, 100	
115	324, 400	404, 000	
116	324, 700	404, 900	
117	325, 000	405, 700	
118	325, 200	406, 400	
119	325, 500	407, 200	
120	325, 800	408, 000	
121	326, 000	408, 600	
122	326, 200	409, 300	
123	326, 400	410, 000	
124	326, 700	410, 600	
125	327, 000	411, 200	
126	327, 200	411, 900	
127	327, 400	412, 400	
128	327, 700	413, 000	
129	327, 900	413, 600	
130	328, 100	414, 200	
131	328, 400	414, 700	
132	328, 700	415, 200	
133	328, 900	415, 500	
134	329, 100	415, 800	
135	329, 400	416, 000	
136	329, 700	416, 300	
137	329, 900	416, 600	
138	330, 100	416, 900	
139	330, 400	417, 200	
140	330, 700	417, 500	
141	330, 900	417, 800	
142	331, 100	418, 100	
143	331, 400	418, 400	
144	331, 700	418, 700	
145	331, 900	418, 900	
146	332, 100	419, 200	

	147	332,400	419,500	
	148	332,700	419,700	
	149	332,900	419,900	
	150	333,100	420,200	
	151	333,400	420,500	
	152	333,700	420,700	
	153	333,900	420,900	
	154	334,100	421,200	
	155	334,400	421,500	
	156	334,700	421,700	
	157	334,900	421,900	
	158	335,100	422,200	
	159	335,400	422,500	
	160	335,700	422,700	
	161	335,900	422,900	
定年前再任用短時間勤務職員		240,800	289,100	314,300
任期付職員		247,500	266,000	332,500

備考 この表は、附属看護専門学校に勤務する教員に適用する。

別表第8（第5条第1項）

事務職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 主事の職務 2 介護福祉士又は介護支援専門員の職務
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする主事の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする介護福祉士又は介護支援専門員の職務
3級	1 主任主事の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする介護福祉士又は介護支援専門員の職務
4級	1 主査の職務又はこれらと同程度の職務 2 主任介護福祉士又は主任介護支援専門員の職務
5級	1 副主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任介護福祉士又は主任介護支援専門員の職務
6級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務

	2 統括主任介護福祉士又は統括主任介護支援専門員の職務
7 級	1 課長の職務 2 事務部長の職務

別表第9（第5条第1項）

労務職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	看護補助員、用務員、助手又はボイラー技士の職務
2 級	相当の技能若しくは経験を必要とする看護補助員、用務員、助手又はボイラー技士の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任技師の職務

別表第10（第5条第1項）

医療職給料表（一）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	患者の診療を行う医員の職務
2 級	患者の診療を行う医員の職務
3 級	1 医長の職務 2 患者の診療を行う医員の職務
4 級	1 診療統括部長、科部長又は医長の職務 2 副院長の職務

別表第11（第5条第1項）

医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 相当程度の技術又は経験を必要とする診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管

	理栄養士、栄養士、社会福祉士、歯科衛生士又はあん摩マッサージ指圧師の職務
3級	主任技師の職務
4級	上席主任技師の職務又はこれらと同程度の職務
5級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 副科長の職務
6級	1 科長の職務 2 副医療支援部長の職務 3 医療支援部長の職務

別表第12（第5条第1項）

医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	助産師又は看護師の職務 高度の知識又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	相当高度の技術又は経験を必要とする看護師の職務
4級	主任助産師又は主任看護師の職務
5級	1 主幹の職務又はこれらと同程度の職務 2 副看護師長の職務
6級	1 看護師長の職務 2 副看護部長の職務 3 看護部長の職務

別表第13（第5条第1項）

指定職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	病院長の職務

別表第14（第5条第1項）

教育職給料表 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	教員の職務

2級	1 教務主任の職務 2 困難な業務を処理する教員の職務
3級	教務長の職務

別表第15（第5条第2項）

事務職給料表 級別職務区分表

1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
主事 介護福祉士 介護支援 専門員	主事 介護福祉士 介護支援 専門員	主任主事 介護福祉士 介護支援 専門員	主査 主任介護 福祉士 主任介護 支援専門 員	副主幹 主任介護 福祉士 主任介護 支援専門 員	主幹 統括主任 介護福祉 士 統括主任 介護支援 専門員	課長 事務部長

別表第16（第5条第2項）

労務職給料表 級別職務区分表

1級	2級	3級
看護補助員 用務員 助手 ボイラー技士	看護補助員 用務員 助手 ボイラー技士	主査 主任技師

別表第17（第5条第2項）

医療職給料表（一）級別職務区分表

1級	2級	3級	4級
医員	医員	医長 医員	診療統括部長 科部長 医長 副院長

別表第18（第5条第2項）

医療職給料表（二）級別職務区分表

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 管理栄養士 栄養士 社会福祉士 歯科衛生士 あん摩マッサージ指圧師	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 管理栄養士 栄養士 社会福祉士 歯科衛生士 あん摩マッサージ指圧師	主任技師	上席主任技師	主幹 副科長	科長 副医療支援部長 医療支援部長

別表第19（第5条第2項）

医療職給料表（三）級別職務区分表

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
准看護師	准看護師 助産師 看護師	看護師	主任助産師 主任看護師	主幹 副看護師長	看護師長 副看護部長 看護部長

別表第20（第5条第2項）

指定職給料表級別職務区分表

1 級
病院長

別表第21（第5条第2項）

教育職給料表級別職務区分表

1 級	2 級	3 級
教員	教務主任 教員	教務長

別表第22（第10条第2項第2号）

片道の使用距離	通勤手当額
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,240円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,270円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,650円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,980円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,310円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,640円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,960円
22キロメートル以上24キロメートル未満	15,240円
24キロメートル以上26キロメートル未満	16,510円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,780円
28キロメートル以上30キロメートル未満	19,050円
30キロメートル以上32キロメートル未満	20,320円
32キロメートル以上34キロメートル未満	21,520円
34キロメートル以上36キロメートル未満	22,720円
36キロメートル以上38キロメートル未満	23,910円
38キロメートル以上40キロメートル未満	25,100円
40キロメートル以上42キロメートル未満	26,290円
42キロメートル以上44キロメートル未満	27,480円
44キロメートル以上46キロメートル未満	28,670円
46キロメートル以上48キロメートル未満	29,860円
48キロメートル以上50キロメートル未満	31,050円
50キロメートル以上52キロメートル未満	32,230円
52キロメートル以上54キロメートル未満	33,540円

54キロメートル以上56キロメートル未満	34,850円
56キロメートル以上58キロメートル未満	36,160円
58キロメートル以上60キロメートル未満	37,460円
60キロメートル以上62キロメートル未満	38,760円
62キロメートル以上64キロメートル未満	40,530円
64キロメートル以上66キロメートル未満	42,300円
66キロメートル以上68キロメートル未満	44,070円
68キロメートル以上70キロメートル未満	45,840円
70キロメートル以上72キロメートル未満	47,610円
72キロメートル以上74キロメートル未満	49,000円
74キロメートル以上76キロメートル未満	50,390円
76キロメートル以上78キロメートル未満	51,780円
78キロメートル以上80キロメートル未満	53,160円
80キロメートル以上82キロメートル未満	54,540円
82キロメートル以上84キロメートル未満	55,790円
84キロメートル以上86キロメートル未満	57,040円
86キロメートル以上88キロメートル未満	58,290円
88キロメートル以上90キロメートル未満	59,540円
90キロメートル以上92キロメートル未満	60,790円
92キロメートル以上94キロメートル未満	62,080円
94キロメートル以上96キロメートル未満	63,360円
96キロメートル以上98キロメートル未満	64,640円
98キロメートル以上100キロメートル未満	65,920円
100キロメートル以上	67,200円

別表第23（第20条第1項及び第2項）

給料表	職務の級	職	手当の額
事務職給料表	7級	事務部長	60,000円
	7級	課長	47,500円
医療職給料表（二）	6級	医療支援部長	59,600円
	6級	副医療支援部長	47,700円
	6級	科長	32,500円
医療職給料表（三）	6級	看護部長	59,300円

	6 級	副看護部長	47,700円
	6 級	看護師長	32,500円
指定職給料表	1 級	病院長	210,000円
教育職給料表	3 級	教務長	39,600円
	2 級	教務主任	27,700円

別表第24（第22条第18項）

給料表	職員	加算割合
事務職給料表	職務の級 7 級の職員	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10
	職務の級 5 級の職員	100分の 8
	職務の級 4 級の職員	100分の 6
	職務の級 3 級の職員	100分の 3
労務職給料表	職務の級 3 級の職員	100分の 5
医療職給料表（一）	職務の級 4 級の部長職	100分の20
	職務の級 4 級の医長職	100分の18
	職務の級 3 級の職員	100分の16
	職務の級 2 級の医員（7年次以上）	100分の15
	職務の級 2 級の医員（6年次）	100分の10
	職務の級 2 級の職員（専攻医）	100分の 5
	職務の級 1 級の職員（専攻医）	100分の 5
医療職給料表（二）	職務の級 6 級の職員	100分の15
	職務の級 5 級の職員	100分の10
	職務の級 4 級の職員	100分の 8
	職務の級 3 級の職員	100分の 6
医療職給料表（三）	職務の級 6 級の看護部長	100分の15
	職務の級 6 級の職員	100分の10
	職務の級 5 級の職員	100分の 8
	職務の級 4 級の職員	100分の 6
指定職給料表	職務の級 1 級の職員	100分の20
教育職給料表	職務の級 3 級の職員	100分の15
	職務の級 2 級の職員	100分の10（困難な業務 を処理する教員は、100 分の 8）

職務の級 1 級の職員（81号給以上の職員に限る。）	100分の 6
----------------------------	---------